

大潟村 議会だより

vol.144

2021年(令和3年)
7月15日発行



小・中学校ICT活用授業視察

令和3年6月15日撮影

6月 定例会 会期 6月10～15日

発行：大潟村議会 (TEL・FAX 45-2587)

編集：議会広報編集委員会

《ホームページアドレス <http://vill.ogata.akita.jp/gikai/>》

議会動画配信中

議会の動画配信がパソコン・スマートフォンで見られます。
村ホームページからアクセスできます。議会だよりとあわせて動画
もご覧ください。

- 令和3年6月定例会… 2
- 一般質問9名… 4
- 総括質疑…………… 14
- 議会常任委員会審議… 17
- 村のあの人この人… 20
- 審議結果一覧… 20

6月定例会

新型コロナ対策生活応援事業、子どもの遊び場創成事業、
ICT教育の充実等

令和3年度一般会計・特別会計 補正予算可決

令和3年6月定例会（6月10日～15日）では、大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例など条例改正4件、令和3年度の一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案を可決し、大潟村村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告と令和2年度の特別会計補正予算2件の専決処分報告を承認しました。

また、陳情2件を採択し、議員提案により陳情に伴う意見書案2件を可決しました。

このほか、令和2年度一般会計、公共下水道事業特別会計の繰越計算書報告が行われました。

補正予算

関連ページ：P3、P14～20

。一般会計、特別会計補正予算の審議を行いました。

条例関連

関連ページ：P17

。国保税率改正に伴う大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案など全4件の審議を行いました。

専決処分

。大潟村村税条例等の一部を改正する条例などの全3件の専決処分に関する審議を行いました。

一般質問

関連ページ：P4～13

。今回の定例会では9名が一般質問を行いました。

総括質疑

関連ページ：P14～16

。村政報告・上程議案に関する質疑を行いました。

陳情・請願の一覧、議決の結果については、**最終ページ**をご覧ください。

令和3年度 一般・特別会計補正予算

一般会計

- 補正予算額 2,258万9千円
- 補正後の予算総額 37億4,431万4千円

※歳出の主なもの

- ・子どもの遊び場創成事業
- ・新型コロナウイルス対策生活応援事業
- ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業
- ・新型コロナワクチン接種事業の増額
- ・ICT教育推進事業の増額

特別会計

- 補正予算額(4会計) 963万6千円
- 補正後の予算総額(全7会計) 20億2,221万1千円

※歳出の主なもの

- ・診療所事業特別会計 オンライン請求導入事業
- ・国民健康保険事業特別会計 町村電算システム共同事業組合負担金の増額
- ・介護サービス事業特別会計 特養・デイサービス収益還付金、特養給湯設備修繕工事
- ・水道事業特別会計 人事異動に伴う減額

議会活動報告



○ 靱殻ボイラー勉強会
(6月24日)
専門家を招いて村の進める自然エネルギー活用に関する靱殻ボイラーの勉強会を開催しました。

○ 小・中学校視察(6月15日)
大潟小・中学校でタブレット等を使用した授業の視察及び給食の試食を行いました。体育や家庭科なども含めて様々な教科でタブレットが活用され、先生たちもインタラクティブボードで動画などを用いながら説明をすることで子どもたちが理解しやすい授業を行っていました。



○ 電線支障木視察(7月1日)
強風などの際に停電などを引き起こす可能性のある住宅地内の電線に接する樹木の視察及び対策の説明を受けました。



一般質問

村政を問う

(紙面の都合上、質問者本人が要約し掲載しています)

「議会だより」は紙面の関係上、一人1000字前後でまとめることにしていますので、論戦が深まる再質問、再々質問の部分を掲載することができません。

ライブ中継での視聴や傍聴にぜひおいで下さい。

一般質問とは

議員が村の行財政全般にわたり議題とは関係なく、議員主導で執行機関に疑問をただし、所信の表明を求めるものである。議員活動の中でも、もっとも住民からの重大な関心と期待が持たれる大事な役割の一つである。

一般質問の内容は、単なる事務的な見解をただすに過ぎないものや、制度の内容の説明を求めるもの、特定の地域の道路改修などを要望するなどは適当ではない。また、「質問」であるからあくまで質問に徹するべきで、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは厳に慎み、大所高所からの政策を建設的立場で論議し、簡明でしかも内容のある次元の高い質問に努めることとなっている。
(議員必携より抜粋)

- 回数……年4回の定例会議会においておこなわれ、臨時会ではできない。
- 通告制……質問を受ける執行機関において十分な準備が必要である。そのために他の発言と異なり議会開会の約10日前が締切りの通告制になっている。
- 質問者の順序……通告順によって質問する順番が決まる。
- 質問時間……一人60分以内・当局の回答に対して再質問、再々質問の3回までできる。

通告内容

川淵 文雄 議員

1. 八郎湖の水質改善について

菅原アキ子 議員

1. 「水道施設台帳」を基に更新計画は作られているか
2. 村での二酸化炭素を出さない新技術導入実証試験に向けた現在の進捗状況は

三村 敏子 議員

1. 冬季の運動施設について
2. 超高齢者社会での視点を持った事業について
3. 干拓博物館のあり方について
4. 大潟村バイオマス産業都市構想について

石井 雅樹 議員

1. 田植え時期と収量の関係について
2. 村には職員のハラスメント防止要綱がないが

菅原 史夫 議員

1. 村道(砂利道)補修は抜本的な対策が必要
2. 豪雨による農業用水の停止、通水情報を防災無線で流せなかった理由は

齊藤 知視 議員

1. ハラスメントに対する取り組みの現状は
2. ICT教育における児童・生徒の健康面への取り組みを

山田 照雄 議員

1. 村民が安心出来る抜苦与楽の行政を望む

戸部 誉 議員

1. 専門知識を活用し地方創生を加速させる考えは
2. 南の池キャンプ場の管理徹底を

黒瀬 友基 議員

1. 村公共施設等個別計画における体育館改築計画について
2. 住宅建築費補助金の対象拡大について



川渕 文雄 議員

Q

八郎湖の水質改善と堤防管理は

A 県や民間団体と連携して行う

問 ①干拓事業は国営事業として行われた。干拓は成功したが、水質汚濁という問題を起こした。この改善は基本的に国がなすべきであると思うが。

②県が策定した『八郎湖に係わる湖沼水質保全計画（第3期）』には「大潟村における流出水対策推進計画（第3期）」が掲げられ、「大潟村を対象とし、関係機関や住民と一緒に水質改善に取り組み、八郎湖流域における取り組みのモデルケースとして、順次

周辺市町に波及させる。」と記されている。村ではこの計画にどのように具体的に取り組んでいくのか。

③堤防の八郎湖側にある捨て石（波受けの石）は水面より1メートル高く積んでいたが、年々沈下しており、波が直接堤防にあたり、堤防が浸食されている。現在はフレコンで応急措置を施しているが、本格的な対応が必要である。堤防の管理を国から委託されている県とどのように連携していくのか。

堤防は村を守る大切な機能を持つている。毎年一定量を決めて補修工事を行うと村民も安心して農業に取り組んでいけるのでは。

④令和2年3月、県で策定した「八郎湖に係わる湖沼水質保全計画（第3期）」という冊子がある。この冊子には大潟村に係わることが記されており、各議員の参考資料になるので、ぜひ、この冊子を取り寄せて議員の皆さんに配布をお願いしたい。

答 村長

①国営干拓事業による水質汚濁であることから、国や自治体が必要な措置を講じることであり、このたびも国営土地改良事業として用排水路の更新が決定したところである。今後とも村内主要団体とその方針を共有し、八郎湖水質改善を図っていく。

②また、このたび大潟村と周辺地域の団体がまとまって「美しい八郎湖を未来に残す協議会」が発足した。このような民間団体と県の八郎湖環

境対策室と連携して進めていく。

③堤防の管理については、令和2年度に調査を行っており、今年度は補修工事を行うことになっている。堤防の補修については県の具体的な対

策をみて要望に応じていく。

④『八郎湖に係わる湖沼水質保全計画（第3期）』（令和2年3月策定）については早速取り寄せて配布する。



八郎湖の水質改善は村の重要課題



菅原アキ子 議員

Q 「水道施設台帳」を基に更新計画の策定は

A 両方の台帳が整い次第、計画を策定する

問 全国的に水道管の老朽化が進む中、破裂事故などが相次いでいる。地域の状況を把握するのに必要な水道施設台帳が多く自治体で作られていないことが一因となっており、厚労省は水道法を改正し、2022年9月末までの台帳の作成を義務化した。

水道管の法定耐用年数は40年と言われており、村にとっても更新は大きな課題と言える。

①最終的に水道料金の値上げ

という形で村民の負担にならないように、台帳を基に詳細な更新計画は作成されているか。浄水場などの配水管の腐食など、懸念される箇所はどのように把握し、直近でさし迫っている更新施設はないか。

答 村長

②水道管の更新はどのくらいを目処に考え、その際の費用や財政収支の見通しは。

①現在の村の水道施設台帳は、改正された水道法の基準を満たしていない

め、本年度に水道法の基準を満たすよう更新することとしている。また、併せて公営企業法の適用を行うため、全ての水道関連施設の設置年度や取得価格等が記載されている

水道の固定資産台帳の作成も進めている。それが整い次第、更新計画を策定していく。

②水道管の敷設時期から考え、早めに見積もると令和10年頃から更新時期を迎えると

Q 村での二酸化炭素を出さない新技術導入実証試験の進捗状況は

A 連携を図って実現を目指す

問 東京工業大学の原教授は、二酸化炭素を出さずに、水と空気からアンモニアを製造する実証試験に取り組みため、村と連携し、早ければ2022年度に開発した新技術を導入した製造施設を村内に設置し、農業利用の可能性を探りたいとのことである。

東京農大や県立大とも連携しての農業利用の検証は期待が高まるが、村は具体的にどのように連携していくのか。

答 村長

村としての連携は、フィールドの提供を前提に2年程、話し合いの場を設けているが、コロナの影響もあり具体的な内容等はまだ進展していない。東京農大や県立大などでは連携した形で製造や農業分野への利用の



基幹産業の農業に必要な肥料の地産地消の可能性は？

研究は進んでいる。地球温暖化防止に大きく貢献した農業の展開につながるため、村としては引き続き連携を図って実現を目指していきたい。



三村 敏子 議員

Q

冬季の運動施設整備を

A 屋内運動施設は総合的に精査する必要がある

問 周辺自治体には屋外競技のできる屋内スポーツ施設が設置されている。

高齢者からも以前要望があったが、冬季に子供たちが野球の練習をしたり、村民が健康のために天候に係らず運動できる施設が必要ではないか。

答 教育長 体育館は建築から40年以上経過した。老朽化が進み、建て替え等の検討に入る時期になった。屋内運動施設については、維持・管理と村民ニーズの変化や村の財政状況を総合的に精査する必要がある。現在ある施設の活用も含め、スポーツ施設全体として、施設の最適な配置を検討していきたい。



外で活動できない冬場や雨天時の練習が課題

Q

高齢者の視点をもった事業を

A ユニバーサルデザインを考えた事業を行う

問 後期高齢者が増加する中、道路や白線の早期の補修、街路樹の根などによる歩道の損傷を早急に補修すべきではないか。また、ポルダー潟の

湯の入口のように段差がわかりにくい階段は、わかりやすくすべきでは。
答 村長 支障のない白線管理をしていきたい。歩道の改

修は今年度で今までの計画は終了するが、残された歩道は計画的に対応したい。また、ポルダー潟の湯の段差は補修等で対応していきたい。
高齢者・障がい者等も含めユニバーサルデザインという視点をもって施設整備や維持管理をしていきたい。

Q

村民から親しまれる博物館のあり方は

A くつろげる場を準備している

問 村民からより親しまれる博物館となるように、西側のテーブル席で飲みものだけでも、飲むことができないか。安曇野市で行った博物館のあ

り方意識調査の回答で一番多かったのは、「気軽に訪れ自由憩うことができる休憩スペース」だったそうだ。
答 教育長 博物館ができた

当初は自動販売機を館内に置いていたが、飲み物を持ち館内を歩くなどし干拓資料を汚損しかねないため、一年以内に撤去し、館内の飲食は遠慮頂いている。館内西側にテーブルと椅子を用意しているので、くつろげる場とはなっている。

Q

農業分野でのバイオマス活用は

A もみ殻くん炭の農家利用を進める

問 2017年9月議会でもみ殻バイオマス事業への効果に疑問の声が上がり、村長から農業ハウスでの小規模もみ殻ボイラーの利用やくん炭・燃焼灰の活用について調査・

検討していきたいとの説明を受けた。しかし、農業分野でのバイオマス利用が今回のバイオマス都市構想には見当たらない。農業分野での活用が推進されるべきではないか。

答 村長 小規模なハウスで活用できるボイラーから出てきたくん炭からも結晶性シリカが発生している状況であり、積極的活用を言いつらい。温泉やホテルでの熱利用で発生するくん炭については、結晶性シリカの発生がないように取り組んでいく。くん炭の利用については、更に広がるように取り組む。



石井 雅樹 議員

Q

遅い田植えは収穫量減になるのでは

A 可能性はあるが高温障害を防ぐ

問 以前は5月20日頃までに終わっていた村の田植えが年々遅くなり、20日頃から植え始める農家が増えてきている。5月下旬や6月の天候が悪

い場合、分げつが進まず、茎数不足となり結果的に収穫量が落ちてしまうと思われる。自分自身の経験として平成29年に5月15日〜20日に植えたあきたこまちが10俵半をこえ、20日〜25日に植えたあきたこまちが8・3俵しかなかった。遅すぎる田植えは経営安定に

つながらないと思うが。

答 村長 村の農業アドバイザーによると、近年は地球温暖化の影響により、あきたこまちの出穂期が育成当初と比べて1週間程度早くなっている。そのため、田植えを5月10日より遅らせた方が、出穂後20日間



田植え時期が遅くなったことによる収量への影響は？

の平均気温が最も高温となる時期を避け、高温障害のリスクを下げ出穂後40日間の登熟適温を確保し、収量の低下を防ぐことが期待される。なお、5月20日からの田植えは、5月下旬や6月が低温になった場合に、5月10日からの田植えに比べて収量が低下することも稀にあるが、確率的には活着不良、高温障害を防ぐ可能性が高くなる。

Q

村にはハラスメント防止要綱がないが

A 4月1日付けで制定した

を定めた。

問 昔は人間関係において普通だったものが今は普通ではなく、こちらが特別意識していかなくても威圧感を与えてしまった、嫌な思いを与えてしまったというような事例があると思う。そのような事例を防止、解決しやすくする要綱が潟上市や三種町にはできていないのだが村では作る予定はないのか。

具体的には、ハラスメントの定義と共に、ハラスメント防止のための職員の責務と禁止行為を明記し、更に相談や苦情への対応方法を定めている。職員に対しては、指針と併せ、相談・苦情の対応の流れや相談窓口担当者を記載したチラシを回覧し、周知を図ったところである。

答 村長 村では庁内で検討を重ね、本年4月1日付けで「ハラスメントの防止に関する指針」を制定した。この指針は、全ての職員が個人としての尊厳が尊重され、働きやすい職場環境を確保するため、職場におけるパワーハラ

スメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応等について必要な事項



ハラスメント防止のために



菅原 史夫 議員

Q 砂利道の傷みに抜本的な対策を

A 業者と共によりよい維持管理を検討する

問 今年の田植え時期も村道（砂利道）の傷みがひどく、安全に走行できる状態ではない箇所が多くあった。村はグレーダーによる補修を年2回行っているが、近年春先に雨が強く、傷みがひどくなっている。

安全な農作業ができるように部分的な舗装など抜本的な対策が必要と思われるが、村の考えは。

答 村長 昨年同様に、今年も田植え期も雨天と重なり、グレーダーによる補修を行ってもすぐに傷むという路線が

あった。交通量の多い一部路線は傷む都度、補修を行ってきたが、それでも利用者に大変ご不便をおかけする結果となっていました。

今後は、傷みややすい路線には田植え前に砂利の補充を行い転圧してみるなど、業者と相談しながらよりよい維持管理の方法を探っていきたい。

舗装については業者と相談したが、地盤改良や冬場の凍結による傷みなど管理面も含め難しい。今のところ砂利による補修を考えている。

Q 豪雨による農業用水の情報を防災無線で流せなかった理由は

A 運用目的にあたらなないと判断した

問 5月17日の夜中から未明にかけての豪雨により農業用水の送水が停止した。田植え時期でもあり、状況がどうか、いつ再開するのかなど、

情報を待っていた農家の人も多かったと思う。土地改良区では排水機場を運営管理する県とやり取りしながら、当日夕方には翌日の送水は可能と判断し、その情報をいち早く農家に知らせようと防災無線の使用を村に依頼したが、使用できないとの答えであった。農業を村の基幹産業と位置づけている村当局が、村のインフラともいえるべき用排水の緊急情報を防災無線で流せなかった理由は何か。

また営利目的ではなく、公共性が高く、多くの村民に関係し、いち早く知らせる必要がある情報は、行政情報に限らず防災無線を活用すべきと

思うが、村の考えは。

答 村長 村の防災行政無線は、無線局免許状を取得し、目的が、「公共業務用」、通信事項が「防災行政事務に関する事項」と限定され、村の防災行政無線通信施設設置条例もこの範囲内で運用する規定となっている。

今回、土地改良区から送水再開を検討している段階で、送水再開の情報を防災行政無線で流せるか問い合わせがあった。しかし災害情報や行政事務の広報等にはあたらないと判断し、放送できないものと回答した。

なお、土地改良区ではホームページ及

び登録制メール等を利用した周知手段を持ち合わせている。増反地の所有者への伝達ということも含めて、メールの配信を普及することもより確実な情報伝達手段になるものと考えられる。村としても普及に関する働きかけ等について、協力はしていきたい。



防災無線を活用した村民への情報提供のあり方は？



齊藤 知視 議員

Q

ハラスメントに対する取り組みは

A 「ハラスメントの防止に関する指針」を制定

問 総務省が、2年4月にパワハラ防止に関する人事院規則を参考に対応するよう自治体の首長に求めたことから、多くの自治体でパワハラ防止の内部規定の整備が進んでいるが、村の取り組み状況は。

① ハラスメントを受けた場合に相談できる体制は、整っているか。

また、相談者が不利益を被らないようにどのような配慮をしているか。

② 業務の遂行上、上司は指導が必要となる場合があるが、指導をためらうことがないようにするための対策は。

③ 働きやすい職場環境の確保のため、条例の制定に取組むべきではないか。

答 村長 ① 村では、本年4月1日付けで「ハラスメント

の防止に関する指針」を制定した。相談体制は、役場内に相談窓口担当者、相談責任者、統括責任者を配置し、幅広い相談内容に対応する。事実確認や第三者への聴取等を経て、ハラスメントの判定や措置を行う。なお、内部に相談しにくい場合は、県人事委員会事務局で対応してもらう。また、相談者が不利益を被らないようにプライバシー保

Q

ICT教育における健康面への影響を考慮した取り組みを

A 保護者とも連携し取り組んでいく

問 教育に情報通信技術（ICT）を活かす「GIGAスクール構想」の一環として、小・中学校の児童・生徒にデジタル端末が配られた。学習指導要領の改訂で、ICTを活用した学習の充実に配慮するよう明記されたことによるものであるが、授業で活用できる準備が十分に整っていないことやデジタル端末が5年程で更新を迎えた時に自治体が負担する費用などの課題も多い。

近年、生活環境の変化から子供たちの裸眼視力の低下が社会問題化するなかで、成長期の子供がデジタル端末を使うことで視力低下や視覚疲労など健康面への影響に対する懸念が一層高まりつつある。

ICT教育に一定の効果はあると思うが、健康面への影響を考慮した取り組みをどのように進めていくのか。

答 教育長 教育委員会で、各家庭に健康面への注意事項を書いた「活用のガイドライン」という文書を配布した。重要な事項として、30cm以上画面から目を離すこと。30



タブレットによる健康への影響は？

護を重視し、人事や給与での不利益を受けないこと、職場における誹謗・中傷の禁止などを定めている。

② 懲戒処分審査基準に従い、懲戒事由に該当しない場合でも、必要に応じて配置転換、口頭注意等を行う。

③ 指針や要綱ではなく、条例を制定している自治体は極めて少ないが、一般職だけでなく、議員や特別職にも適用で

けることが制定理由となっている。村では、ハラスメントの行為者、被害者の範囲を職員だけではなく、職務で接する者にも広げて、指針として制定し運用していく。

分使用したら20秒以上遠くを見て、姿勢を変えること。就寝30分から1時間前に使用を止めること等を掲載した。学校と保護者と連携を図りながら、学習効果と健康面に配慮した取り組みを進めていきたい。



山田 照雄 議員

Q 村民が安心できる抜苦与楽の行政を望む

A 相談の場を村民へ啓発していく

問 先日テレビで8050問題という小説を書いた著者がインタビューに応じていた。80歳代の親が50歳代の子の生活の面倒を見ている。そして将来に不安を抱えながら生活している状況が物語になった本だそうです。

私は以前から村でもこの問題に関心を持ち、ある方達と共にこの様な問題解決に向けて努力したことがあります。しかし私達には村内でこの問題の全体像は分からない。こ

す。相談できる所があることに気づいて、その家族の方が相談に行きました。専門家の人からいろいろ実例を挙げて指導を受けて、解決できる事があるとの気持ちになって、家族の人達と話し合いを持って、現在では「ひきこもり」の人も仕事についてご家族の人も安心して生活されているそうです。

この村でも気楽に相談できる場をどう作っていくか、気楽に相談に行ってみようという気持ちを持ってもらう。そのきっかけが一番大切だと思っています。村の対応の仕方を工夫して頂きたいと思い村長の答弁を願いたい。

答 村長 「ひきこもり」という言葉が社会に出始めるようになった1980年代から90年代は「ひきこもり」は若者の問題とされていきましたが、約30年がたち、当時の若者が40代、50代となり、その親が70代、80代となり、こうした親子が社会的に孤立

し、生活が立ち行かなくなるとして社会問題となっておりです。村では現在、家庭内の事情であることや、プライバシーの観点から村内の実態把握を行っておりません。村としましても、ひきこもりで困っているご家族が安心して相談できる場を村民へ啓

発していくことが必要であると考えております。その対応策として、社会福祉協議会で開設している「なんでも相談支援センター」や「民生委員・「包括支援センター」等と連携をとりながら引き続き村民に広く周知していききたいと思っております。



村民みんなが安心して暮らせる村に





戸部 誉 議員

Q

専門知識を活用し地方創生を加速させる考えは

A 能力を最大限に引き出す環境と仕組みづくりを進める

問 国は地方創生に取り組む

市町村に対し専門知識と豊富な経験を培った国家公務員、大学研究者、民間専門人材などを派遣する制度を進めている。第2期大潟村総合村づくり計画を推進させるためにも事業に特化した能力を持つ人材が必要ではないか。

①地方創生人材派遣制度を活用し、事業に特化した専門職員確保の考えは。
②地域おこし協力隊を見直し、活躍の場を明確化させた地域活性化企業人制度を進め

る考えは。

答 村長

①スマート農業やICT教育推進などの分野において、地方創生人材支援制度の活用を検討した経緯はある。しかし派遣人材の具体的な業務内容や業務分担が難しく、実際の応募には至らなかった。引き続き、村の課題解決のための業務内容を精査するとともに、どのような人材がふさわしいのか検討していきたい。制度によって、受入の形態や支援措置なども異なるので、受入の際は村の実

情にあった制度を活用していきたい。

②地域活性化起業人は、地域おこし協力隊の企業版であり、どちらも地域の課題解決のための活動に従事することが任務だが、個人としてのスキルや経験を生かして柔軟に

活動できる地域おこし協力隊と、企業のノウハウや人脈を活かしてプロジェクトに取り組む地域活性化起業人では、村の課題解決のための活動内容によって、必要とする人材、活用する制度が異なってくる。人材に担ってもらう活

Q

南の池キャンプ場の管理徹底を
A キャンプゴミ散乱防止に努める

問 昨今南の池キャンプ場の

利用者が多くなっている。公園管理は業者委託されているがキャンプ場の運営管理はど
こが行っているのか。また近年公園内でゴミが散乱している。ゴミ持ち帰りの徹底を図る為、時期限定で管理人を配置する事や分別ゴミ置き場の設置など対策を行う必要があると思うが。

答 村長

キャンプ場の運営は村が行っている。キャンプ場についての問合せも村で対応しており、キャンプをおこ

なう場合使用届出書を役場に提出していただくこととして

おり、休日等にも対応できるよう産直センター潟の店にも協力をいただいている。キャンプ場でのゴミについては、

キャンプ場内の案内看板や使用届出書にもゴミは持ち帰りを明記しているが、一部マナーの悪い利用者が見受けられる。対策として、職員の巡回を強化するとともに、来年度からは管理委託の契約内容にキャンプ場内の定期的な巡回やゴミ拾いを追加し、委託

動内容の具体的検討と人材の能力を最大限に引き出す環境と仕組みづくりを進めながら様々な人材確保に努めていきたい。現行は引き続き地域おこし協力隊の募集を行っている。

業者と情報共有を行いながらゴミの散乱防止に努めている。南の池キャンプ場は無料ということも魅力であり、毎年多くのリピーターからご利用していただいている。無料で維持していただくためにもマナーの遵守の啓発についても考えていきたい。



キャンプブームで利用者が増加する南の池キャンプ場



黒瀬 友基 議員

Q

体育館改築計画への村民参加を

A 村民参加での計画づくりに努める

問 本年3月31日発行の大湯村公共施設等個別計画で村民体育館が改築の方針となっている。

- ① 本計画で村民体育館を改築の方針とした理由は。
- ② 改築後の体育館の仕様・規模などは。
- ③ 改築ではなく、現施設を耐震補強した上での活用は。
- ④ 改築計画の内容は当然のことながら、改築すべきかも含め、村民の意見を聞きながら進めるべきでは。

答 村長 ① 建設後30年以上経過し、老朽化により利用者ニーズへの対応が十分でない場面もでてきている。村民体



建設から30年以上が経過し改築を検討している村民体育館

育館は耐震を満たしておらず避難所の指定もできていないこともあり、体育館を避難所として活用することも含め、村民体育館は改築を基本に検討を進めたいと考えた。

② 改築規模等は全くの白紙で、検討の着手も含めこれら行う。

③ 周辺自治体の類似施設の使いややすさ等から考えると耐震補強より建て替えにより村民ニーズに応えたいと考えるが、耐震補強の費用、補強後の耐用年数なども踏まえての検討は当然必要である。

Q

住区内への移住に対する住宅建築費補助金を

A 実態の把握に努め、空き地・空き家対策を講じる

問 現在、中央3番地に移住し新居を建てた場合は最大で200万円の助成を受けられるが、移住を目的に既存の宅地を購入し新築住宅を建築しても一切補助が出ず、これでは移住者が新しい分譲地を優先的に検討し、各住区の空き地、空き家の解消にはつながらない。

- ① 既存住区内の宅地への移住・新築には建築費補助金を出さず、分譲地のみ建築費補助金を出す理由は。また今後、分譲地以外へ補助金支給を検討する予定は。
- ② 既存住区の空き家・空き地はどのように活用されるべきと考えているか。

答 村長 ① 既存住区内の宅地を購入した場合は補助も検討したが、空き家バンクへの登録がなく、対象となる宅地等が見込めないことから、現段階では補助金の支給は見送っている。今後、空き家バンクの登録があればどのような支援が可能か検討していく。

② 村の実情や立地状況を考えると、賃貸、または売却などにより、居住用として活用することが

望ましいと考えている。村としては、引き続き空き地・空き家の実態の把握に努め、空き地・空き家を増やさない対策を講じたいと考えている。



移住補助事業もあり新たな住宅が増えた分譲地

総括質疑

- デンマークボートチームと小・中学生の交流は
- 新型コロナワクチン接種の状況は
- 子どもの遊び場事業の全体像は

総括質疑とは

質疑は議題になっている事件に対して提出者に対して疑義をたずぬるものであり、議会の初日に行われる村長説明、提出議案や、委員会に付託された議案などに対して疑問点をたずぬることをいう。一般質問と違い、自分の意見を述べるできない。

通告制ではなく、挙手をして議長、委員長に指名を受けてから、発言することになっている。本会議での執行機関に対する質疑の質問形式は一般質問と同様である。

三村 敏子 議員

問 国営事業のため旧秋田県農業研修センター内に駐在する東北農政局の職員4名は村に居住するののか。また建物全部が使われるののか。

答 産業振興課長 現在は村外から通っている。今後20年の期間に渡るため、村の政策としても村内への居住に関しては考えていく。建物は、2階の一部、2部屋を使用している。

問 自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦の中にあるソーラーシェアの状況は。

答 生活環境課長 ソーラーシェアは、水田では収量が少し落ちること、大型農業機械がどう入るかという課題もある。日照をそれほど必要としない作物があるので、その点も含めて今後研究機関等とも相談しながら研究、検討していきたい。

問 デンマークチームの合宿について、小・中学生とリモートで交流等、学ぶ機会を作りたいということだが、どういう学びを想定しているのか。

答 教育長 子ども達がちょうど在学していた時にデンマークからオリンピック選手が来て活躍したというような記憶が残るようになりモートでの交流で具体的にどのようなことができるか検討中である。



オリンピックに向けて合宿するデンマークチームの練習風景



小・中学生によるデンマーク
チームへの応援メッセージ



工藤 勝 議員

問 新型コロナワクチンの集団接種について対象年齢と集団接種の終了予定は。

答 福祉保健課長 接種の対象年齢は先週連絡があり12歳以上ということになった。接種は9月の下旬までを予定している。

る。また、子どもたちがカードを書いて飾ることや、練習風景を子ども達に見させる予定もあり子ども達も非常に楽しみにしている。
子ども達にそういう機会も与えながら、強い印象を残して、いつかはデンマークに行ってみたいと思ってもらえればと考えている。

問 水道の供給量について、種まきの時期に一番水を使うが、今年の4月の状況、取水量、また排水量はどうか。また、パックライス工場が稼働した場合に本当に水が足りるのか。

答 生活環境課長 今年の種まきの時期は、節水の協力を呼びかけ、特に不足せず今年には給水することができた。来年以降は、今年度事業で原水の増強を計画しており給水量を増やすことができると思っている。また、パックライス工場には協力をお願いし、種まきの時期を工場のメンテナンスの期間に充てるなどしてもらい全体の水量を確保していきたい。

松本 正明 議員

問 新型コロナワクチン接種の対象年齢が12歳以上に拡大されたが、子どもたちも含めて接種を希望しない方への差別や職場での不利な扱いを受

けないような対応、住民への説明を行うべきでは。
また、村では比較的順調に接種が進んでいるので、今後村外在住で村内事業所に勤める方への接種も検討できないか。

答 福祉保健課長 差別などがないように教育委員会や学校関係者とも連絡調整しながら対応していきたい。
また、村民のワクチン接種後の9月上旬以降になると、他の自治体のワクチン接種も進むと考えられるが、県への確認、近隣自治体との調整なども行いながら、村に勤める方にも安心できる形を検討したい。

問 堤防沿いに雑木、雑草が繁茂しておりアメリシロなどの発生も多い状況だが、今後どのように整備、雑木の処理をしていくのか。

答 産業振興課長 状況は把握しており、県など以前から農地水の前算を活用できるよう要望もしている。

今年草刈りをした場所としていない場所での病害虫の発生状況の比較調査を委託し、数値化された資料も作成しながら引き続き県に要望をしていこうと考えている。

問 補正予算の過年度財産貸付返還料に関し、原因と他の貸付財産を含めた再発防止策は。

答 税務会計課長 今回の返還金は、金額算定の前提となる3年に一度の家屋評価を担



雑木・雑草の繁茂する堤防沿いの管理用道路

当が認識しておらず金額が過徴収になっていた。今後は、家屋評価の金額などの積算資料に関して、どの期間の金額かということを書類に明記し、誰でも期間がわかるような形にし、再発防止を図る。

川 渕 文 雄 議 員

問 大潟村が出資している大潟共生自然エネルギーの一株あたりの出資金額と、今年の配当は。

答 生活環境課長 1株50万円、配当額が1万5千円のため、3%の配当となる。

菅 原 史 夫 議 員

問 新型コロナウイルスで接種について、当初接種を希望していない方が接種を希望した場合には、次回以降の集団接種で対応することとだが、未接種の方へ直接案内をしていくのか。

答 福祉保健課長 未接種の方へ個々に連絡はしないが、チラシ等でお知らせしワクチン相談窓口や福祉保健課、保健センターなどへ連絡ご一報いただくように考えている。

問 ワクチンを保管している超低温冷凍庫は、非常用電源が確保できている役場に保管しているが、温度記録計などはついていて、異常などを感じることができるようになってるか。

答 福祉保健課長 冷凍庫はマイナス70度以上になると警報がなるようになっており、また、職員が休日も含めて朝、昼、晩に温度計のチェックを行っている。電源消失した後も6時間程度はワクチンを2週間保管可能且つ再凍結可能なマイナス20度以下に維持ができるため、そのように対応している。

問 国営土地改良事業について、同意徴収を5月31日までの期限で行っていたと思うが、その状況は。

答 産業振興課長 土地改良区から9割は超える同意徴収を集めたこと口頭での説明を受けている。

黒 瀬 友 基 議 員

問 新型コロナウイルス接種について、村の集団接種が9月上旬で終わる場合、県立大の寮生の接種が夏休みにかかるとなるが、その点も考慮に入れて計画をしているのか。

答 福祉保健課長 県立大の寮生へのワクチン接種は、大学の方と調整を取り打ち合わせを予定している。

問 小・中学生に貸与しているタブレットの家庭への持ち帰りに関し、故意に壊した場合自己負担との保護者への説明をしているが、過失などにより壊れた場合の費用負担は。

答 教育次長 故意であることが明らかでない場合はすべて教育委員会において対応を行う。

問 補正予算の子どもの遊び場創生事業

の交流の場として旧保育園跡地の整備を行う。その方針に従い、今回の補正予算では各分館の遊具の整備として補正予算を計上した。旧保育園跡地は今年度中から検討してできるだけ早い段階で予算計上を行いたい。

それ以外に、交流人口の増加を視野に入れた大型遊具の整備についても分館や旧保育園跡地とはまた別に検討していく。

問 補正予算の子どもの遊び場創生事業

の遊び場創生事業に関する、今決まっている全体像は。

答 総務企画課長 基本方針として、各分館などは幼児対象の身近な遊び場を整備・維持し、もう少し年齢層が高い子ども達の遊び場や高齢者まで幅広い世代



集団接種で行われている村のワクチン接種

議会常任委員会審議

●各常任委員会の中で質疑応答の主なものを掲載●

総務産業常任委員会

委員長 三村 敏子

○子どもの遊び場、設置遊具は
○スマート農業協議会とサキホコレ
推進協議会の負担金は

総務部門

問 大湯村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、税率を上げる理由は、村民所得があがったことと、

県の繰入金が減ったことによるものか。

答 県繰入金の減額によるものであり、村民の総所得金額は関係していない。

問 村民負担を減らすために基金から繰り入れるのか。

答 これから当初賦課をして税額を徴収し、集めた税額か

ら国保の保険給付等を行い、不足を生じたら基金から繰り入れる。毎年、所得税の確定により試算を行い、必要があれば、改正をおこなっている。

問 過年度財産貸付料返還金は何年度から何年度のものか。

答 平成24年度から令和元年度までの8年間である。

問 それ以前の貸付料については多く取っていなかったのか、それとも時効になったということがあるか。

答 旧物産公社には平成23年

度から貸し付けている。初年度は当時の産業建設課で貸し付けの続きをした。平成24年度税務会計課に移管された。平成24年度に評価額が変更されたが、その時貸付料を改定すべきだったが、していなかった。時効は、改正前の民法の規定が適用されるため、令和2年4月1日以前に発生した不当利益については、権利を行使できる時から10年間が消滅時効となる。そのため平成24年度分からのため、まだ時効ではない。

問 子どもの遊び場の遊具はいつごろ完成か、また遊具はそれぞれの場所に同じ遊具が設置されるのか。

答 工期は2か月の予定で、8月末には完成させたい。幼児を対象とした遊び場として、8箇所全て同じ遊具を設置する。

問 村民センターにも悪天候のときに子供が遊べるように

遊具を設置すると伺ったが、旧保育園跡地の整備と一緒におこなうのか。また交流人口の大型遊具の設置についてはどの程度進んでいるか。

答 村民センター絨毯の間を6月19日から8月末までの土日試験的に開放する。おもちゃは準備しないが、場所の提供である。利用頻度や利用状況を把握し、村民センターの試験的開放の結果をみて、旧保育園跡地に子どもからお年寄りまで集えるエリアとす



家から歩いて行ける旧児童館に幼児向けの遊具を整備

るための整備の在り方を検討していきたい。大型遊具は、交流人口拡大と村の子供たちが遊ぶという二面性があり、今回の中央地区の遊具整備とは別に考えている。

産業部門

問 スマート農業協議会とサキホコレ推進協議会について、それぞれ村から5万円の負担金を計上することだが、協議会全体ではどの程度の負担金が見込まれるのか。

答 スマート農業協議会は、村、農協、土地改良区から5万円ずつのほか、個人会員として20名から5,000円ずつの計25万円を想定している。サキホコレ推進協議会は、村と農協のほか、令和4年産の作付を予定している生産団体4団体を加え6団体から5万円ずつ、生産者15名から1,000円ずつの計31万5,000円を想定している。

問 サキホコレは、4年産は村全体でどの程度の作付予定か。

答 30名の生産者で58haの作付が予定されている。

問 新型コロナなどの影響で米価が下落している状況でサキホコレのデビューは、非常にタイミングが悪い。どのようにPRしていくのか。

答 サキホコレの販売促進については、県が音頭をとって

おり、生産者に一律10aあたり4,000円のPR費用を求め、売り込みの方法を検討している。トップブランド米として、小面積で高価格を目指し、首都圏の高級志向の消費者を中心に売り込んでいくことである。また、サキホコレを使用した加工品の開発もすすめており、食味を活かした主食用米のほか、加工品も含めて総合的にPRしていくものと思われる。



村内で試験栽培中のサキホコレの生育も順調

生 活 福 祉 教 育 常 任 委 員 会

委員長 戸部 誉

- バイオマス産業都市推進協議会に加入
- 健康管理システムの拡充
- 人口分ワクチン確保を要望
- 一歩先んじたICT教育の取り組み

生活環境課部門

問 バイオマス産業都市推進協議会の会員数と運営主体、年間の活動は。

答 会員数は171会員となっており、うち自治体は89地域。運営は一般社団法人日本有機資源協会が担っている。

首長が会合する情報交換会や政府への提言等の機会が例年1回程度ある他、各地域の

担当者段階の研修会や交流の場も別途ある。昨年度はオンライン形式での開催となった。

福祉保健課部門

問 給付事業の対象人数は。

答 新型コロナウイルス対策生活応援事業の対象者が641人、子育て世帯への生活支援特別給付金事業の対象者は49人である。



希望者へのワクチン接種は順調に進む（接種完了済み接種券）

問 停電によってひだまり苑の給湯器が壊れたが、今後の対応策は。また、給湯器3台の修繕費は総額いくらか。

答 ひだまり苑に非常用発電機を設置し凍結防止に対応する。

修繕費は昨年度の部品交換が約80万円となっており合算すると約609万円である。

問 新型コロナウイルス接種事業のシステム改修内容は。

答 国が作ったシステムを各市町村で使っており、そのシステムを村の健康管理システムと連動させ、新型コロナウイルスの接種記録が反映されるようにする。

問 ワクチンの配給状況は。

答 6月中にワクチンが2箱くるのは確定している。それ

教育委員会部門

以降は2週間に一度、県より配給要望を求められ、毎回人口分を確保する個数要望していく。7月の下旬までには村の人口をカバーできるだけのワクチンは配給してもらえるよう要望していく。

問 既に配置しているICT支援員以外に1名追加することだが、どのような勤務形態になるのか。また業務内容は。

答 配置については、年間36日で約週1回の勤務になる。現ICT支援員との業務の棲み分けだが、ソフトの使い方や授業での活用の仕方ノウハウを持つている方を配置したい。現ICT支援員に技術を伝えながら、マイクロソフトのTeamsの整備などを主に担っていただく予定。

問 県のICT指定校としての様な取り組みを行うのか。

答 ICT機器を活用した秋田探求型授業の過程でより生徒の興味・関心を引きつけたり、効率的に行ったりができると考えている。また授業の中で、挙手や発表を苦手とする生徒にも、スポットをあてることもできると考える。村独自の活用ではオリムピック

※秋田探求型授業とは：
「課題設定」「自力解決」「生徒同士の学び合い」「まとめ」が一連の授業の流れ

に関連したデンマークのボートチームとのオンライン交流や、国際教養大学との交流にも活かせると考えている。



小学校の先生へのリモートによるタブレット研修



村のあの人



大潟村教育委員会
 主席次長補佐
 (兼)指導主事
伊藤 昌人さん

一人一台端末をはじめとするICTの活用で学校教育は大きく変わろうとしています。「ICTは特別ではなく文房具と同様に当たり前のもの」と言われます。しかし、どんな文房具でも使い方を教わったり、練習したりすることが必要です。GIGAスクール元年、まずはICTを他の文房具同様「当たり前」にし、さらに学びの質を高める手段としての活用を目指していくこととなります。

定期的に学校訪問させていただくのですが、先生方は日々、学びの質を高めるために試行錯誤し、ICT活用を推進されています。すでに家庭への端末持ち帰りも始まっています。学校のみならず、地域ぐるみでICT活用も含めた子どもたちの学びを支えていただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。

令和3年第2回(6月)定例会審議結果一覧

【○】:賛成 【×】:反対 【議】:議長 【欠】:欠席
 【棄】:棄権 【除】:除斥 【不】:議場に不在

議案等	議件番号	議件名	議決月日	議決の結果	賛成者数	賛成者数	反対者数	山田照雄	工藤勝	三村敏子	菅原アキ子	松本正明	黒瀬友基	菅原史夫	戸部 誉	齊藤知視	川淵文雄	石井雅樹	丹野敏彦	
当局提出	議案第34号	大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	6/15	原案可決	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	議案第35号	大潟村手数料条例の一部を改正する条例案	6/15	原案可決	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	議案第36号	大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案	6/15	原案可決	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	議案第37号	大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案	6/15	原案可決	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	議案第38号	令和3年度大潟村一般会計補正予算案	6/15	原案可決	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	議案第39号	令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案	6/15	原案可決	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	議案第40号	令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案	6/15	原案可決	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	議案第41号	令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案	6/15	原案可決	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	議案第42号	令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案	6/15	原案可決	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	報告第2号	大潟村村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告	6/15	承認	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	報告第3号	令和2年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算専決処分報告	6/15	承認	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	報告第4号	令和2年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算専決処分報告	6/15	承認	11	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	報告第5号	令和2年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	報告第6号	令和2年度大潟村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
報告第7号	令和2年度大潟村一般会計事故繰越し繰越計算書報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
陳情等	陳情第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	6/15	採択	11	9	2	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	議	
	陳情第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情	6/15	採択	11	10	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	
議員提出	意見書案第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案	6/15	原案可決	11	9	2	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	議	
	意見書案第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書案	6/15	原案可決	11	10	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	

編集後記

先月、千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み児童が巻き込まれ死亡するという痛ましい事故がありました。トラックの飲酒運転が事故の要因とされており、何の過失もなく事故に巻き込まれ未来を奪われた児童や御家族の方々の気持ちを考えると心が痛みます。村のこども園、小・中学校は7月23日から夏休みに入ります。児童全員が元気で安全に夏休みを過ごすためにも地域の方々の見守りよろしくお願い致します。

(編集委員 戸部 誉)